

【愛情信託（未来信託）事例紹介1】

「離婚歴がある者同士の再婚と財産承継」 ～1

1) 離婚歴がある者同士が再婚した 将来財産はどうなる？



自分の財産は夫の持輝と娘Cに渡したい。
夫が亡くなっていたら娘のCに全部渡す。
でも夫が相続した分は将来Dに渡るの？

自分の財産は妻の満子に全部渡して、
満子が亡くなったら満子の娘Cに渡したい。
前妻Bと同居するDには絶対に渡したくない



前夫A



金尾満子



金尾持輝



前妻B



C



D

同居

illustrated by

Copyright © 一般社団法人 愛情信託支援協会 All Rights Reserved.

1) 賃貸マンションや絵画などの資産を持つ、離婚歴のある者同士が再婚した場合、財産承継対策・認知症対策・渡したくない親族への対策を検討するにはどうすればよいのか？

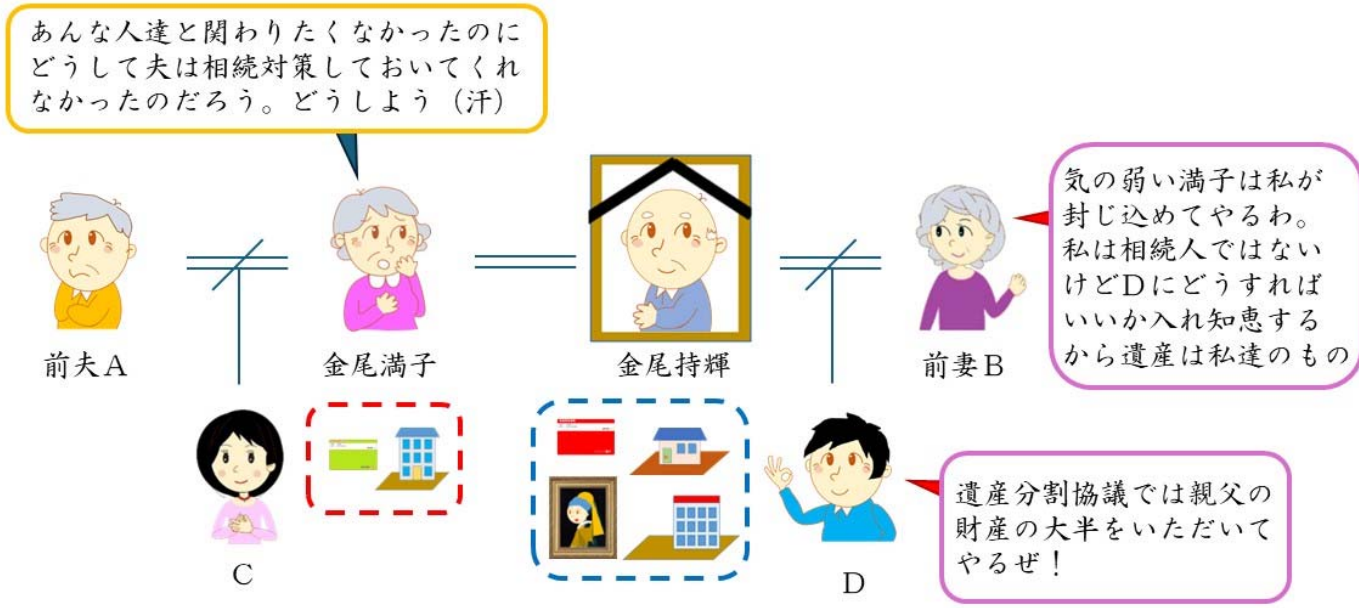
なお、資産ある者同士としましたが、自宅不動産と預貯金だけの場合でも同じことです。資産家のためだけのお話ではありません。

【愛情信託（未来信託）事例紹介1】

「離婚歴がある者同士の再婚と財産承継」 ～ 2



2) 何も対策していなかったら、満子とDが遺産分割協議



Copyright © 一般社団法人 愛情信託支援協会 All Rights Reserved.

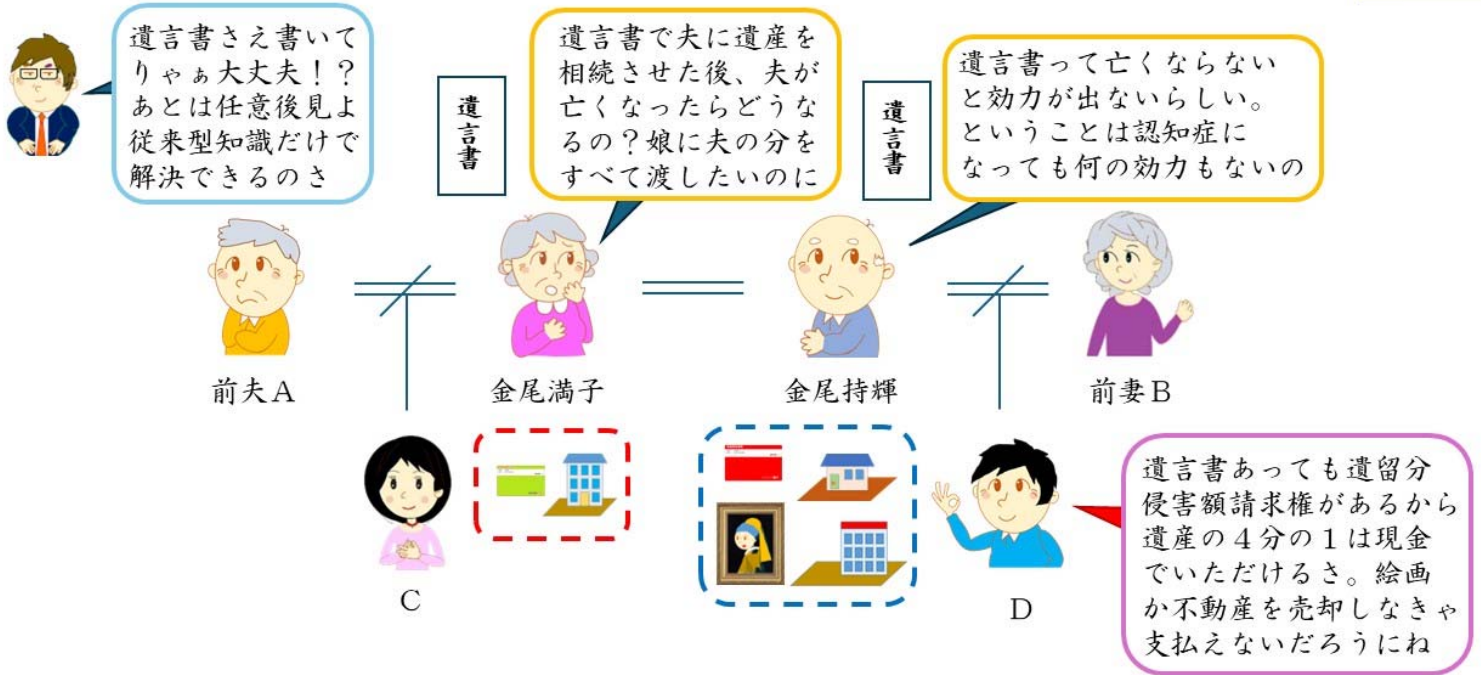
2) 何も対策をしないままだと、
国が定めたルール通りに相続されてしまい、
死んでも死にきれないとはまさにこのこと

【愛情信託（未来信託）事例紹介1】

「離婚歴がある者同士の再婚と財産承継」 ～3-1



3) 従来型知識の専門家に相談したら遺言書を作成せよとのこと



Copyright © 一般社団法人 愛情信託支援協会 All Rights Reserved.

3) 遺言相続と任意後見の従来型知識だけで対処しようとする専門家に相談すると、待ってましたとばかりに「遺言書」を勧められ、認知症対策を所望すれば「任意後見契約」を提案される。

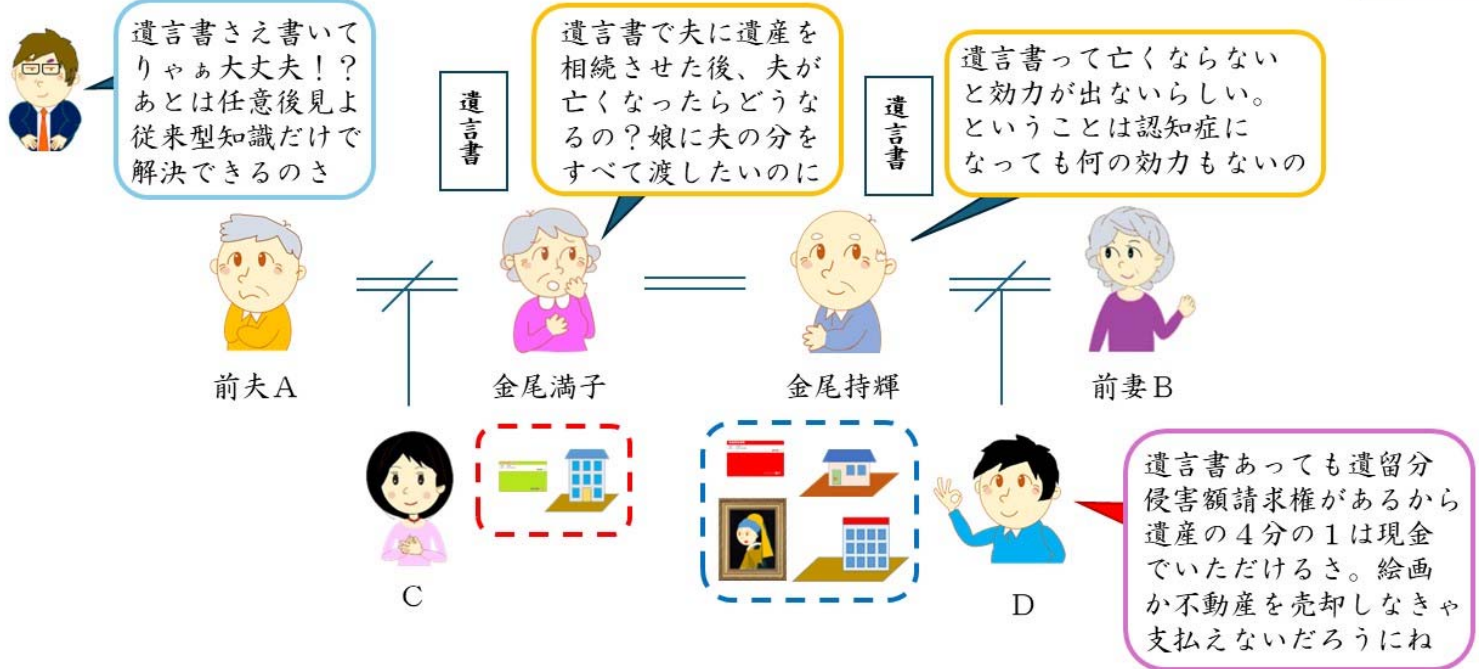
何もしないまま亡くなるよりは遥かにいいのですが、

- ・「遺言書」はその方が亡くならないと法的効力はない。
- ・認知症対策として「任意後見契約」も有効ではありますが、赤の他人が後見人に就任するかもしれず、一度就任したら死ぬまで離れてくれない「法定後見」よりはマシというレベル。

どちらも家裁の管轄下に置かれてしまい、使い勝手は決していいとは言えません。「任意後見」なら自ら指名した者が後見人になりますが、必ず赤の他人である任意後見監督人が家裁によって選任され、この方には報酬が伴います。もちろん生涯継続して。

図の金尾持輝さんが「遺言書」で自分の財産を妻の金尾満子さんとその娘Cさんに相続（Cさんには遺贈）させる旨を記したとしてもDさんも相続人ですので「遺留分侵害額請求権」を行使される可能性が高いかと思います。

3) 従来型知識の専門家に相談したら遺言書を作成せよとのこと



Copyright © 一般社団法人 愛情信託支援協会 All Rights Reserved.

公正証書で「遺言書」を作成しようとする、そもそも遺留分侵害のある遺言書の作成を拒絶する公証人すらおられるようです。（公証人によります）

金融機関に「遺言書」作成依頼するとビックリするような費用を請求され、死亡時も遺言執行でまた請求されます。ちなみに、「遺言書」文案を作成するのは行内で研修を受けただけの法律家ではない行員さんです。公証人がその文案に沿って公正証書遺言を作成するから違法行為ではない、ととある金融機関さんは言われておりました。

ちなみに、遺言書を書き換えようとする、同じ金融機関で高額報酬のもと受付ます。もし、安価な士業に依頼しようなどとすると金融機関によっては法外な違約金を取られるとのこと。一度依頼したりすると離れられないようになっているようです。

また、金尾満子さんが遺言書で持輝さんと娘Cに相続させるようにして相続開始すると、持輝さんが満子さんの遺産の一部を相続します。その後、持輝さんが亡くなると、遺言書がなければ満子さんの遺産の一部がDに渡ります。遺言書があっても遺留分侵害額請求権を行使されてその半分がDに渡ってしまいます。

自分の財産なのに亡くなった途端に渡したくもない親族に渡ってしまうのは納得いかないですね。これって憲法39条の財産権に違反しないのでしょうか？

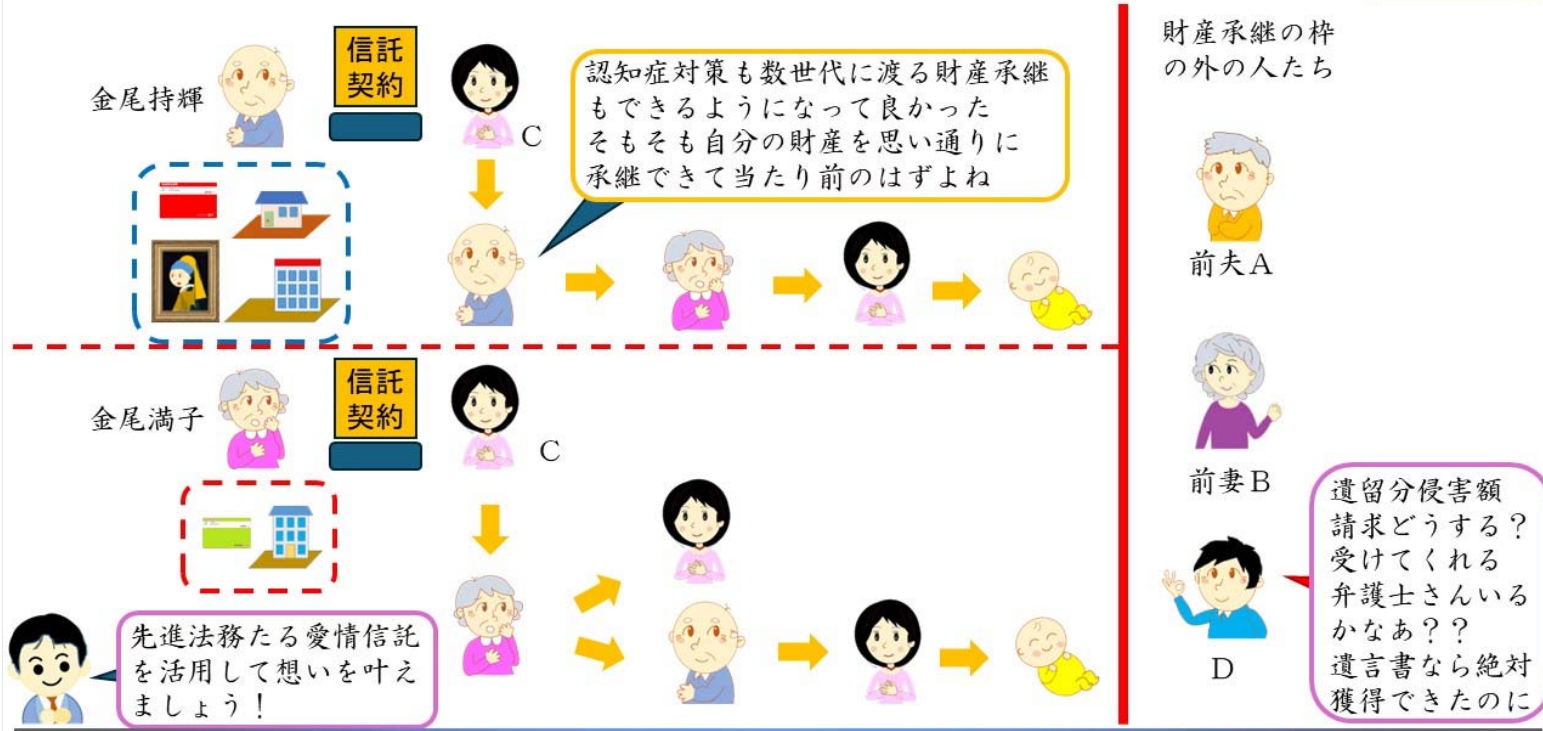
遺留分制度っておかしいですね。

【愛情信託（未来信託）事例紹介1】

「離婚歴がある者同士の再婚と財産承継」 ～4



4) 愛情信託で自分の財産は渡したい人に順に承継させよう



Copyright © 一般社団法人 愛情信託支援協会 All Rights Reserved.

4) 愛情信託で金尾持輝さん、満子さん 各々の想いを実現する財産承継の仕組みが設計できます。遺言書と違って主に信託契約によって、自分の財産の名義が受託者（図の場合Cさん）に移り、ご自身は財産権として受益権を取得することになります。

名義が若いCさんになることで、持輝さんや満子さんが認知症や脳梗塞などで判断力を失っても財産名義がCさんなので財産は凍結しません。施設などに入ることになってもその費用はCさんが信託財産から持輝さんや満子さんのために拠出できるので、Cさん自身も経済的に苦しむこともありません。

持輝さんや満子さんが亡くなれば信託契約時に決めていた通りに財産承継ができるようになります。まだ生まれていないお孫ちゃん（Cの子）に承継するような仕組みも作っておけます。

このスキームのすごいところは 例えば、金尾満子さんが再婚者の持輝さんに財産を承継させたとしても、持輝さんが亡くなればその財産はDに相続されることなく、自分の親族に戻して財産承継できることです。一旦愛するパートナーに渡った財産がその後渡したくない親族に渡ることなく、また自分の親族に戻ってくるのですから、単独の遺言書ではできない仕組みで、まるでブーメランのような財産承継の仕組みと言えますね。

ただし、信託法の期間的縛りがありますので持輝さんや満子さんがかなり長寿であったりすると信託の再組成が必要になる場合もあります。といってもかなり長期間経過後の話です。

また、図のCが受託者であり、同時に受益者でもある期間が1年以上継続すると信託法により終了してしまうので、ある工夫が必要になってきます。この辺りは専門家にご相談下さい。終了してしまわないような仕掛けを合法的に作りこみますので。